

財団法人古河市体育協会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人古河市体育協会（以下「体協」という。）という。

(事務所)

第2条 体協は、事務所を茨城県古河市旭町二丁目21番4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 体協は、体育運動を振興して市民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図り、もって健康で明るい市民生活の向上発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 体協は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種の体育大会及び講習会の開催並びにそれらの援助に関すること。
- (2) スポーツ関係団体の強化発展に関すること。
- (3) 体育運動指導者の育成に関すること。
- (4) 体育功労者及び優秀選手等の表彰に関すること。
- (5) 体育運動の調査研究と広報活動に関すること。
- (6) 古河市から委託を受けて行う体育運動事業の実施及び体育施設の管理運営に関すること。
- (7) その他体協の目的達成に必要な事業。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 体協の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金並びに加盟団体負担金及び賛助会費
- (5) 寄附金品

(6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 体協の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 体協の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、体協の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、茨城県教育委員会の承認を得て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 体協の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 体協の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に茨城県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 体協の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度3ヶ月以内に茨城県教育委員会に報告しなければならない。

2 体協の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 体協が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、茨城県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 体協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員、評議員及び職員等

(役員)

第15条 体協に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上30名以内（うち会長1名、副会長2名又は3名、常務理事1名とする。）
- (2) 監事 2名以上3名以内

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選で、会長、副会長及び常務理事を定める。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 会長は、体協の業務を総理し、体協を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議にもとづき日常の事務に従事する。

4 理事は、理事会を組織し、体協の業務を議決し、執行する。

(監事職務)

第18条 監事は、体協の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び茨城県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(評議員)

第22条 体協には、評議員50名以上60名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第23条 評議員は評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問及び参与)

第24条 体協に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言する。

4 参与は、会長が委嘱した特別の事項を処理する。

(事務局及び職員)

第25条 体協の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に必要な職員をおき、職員の任免は会長が行う。

3 職員は有給とする。

4 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第26条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して請求のあったときは、会長は、その請求のあった日から3週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は会長とする。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他体協の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 各種委員会

(各種委員会)

第 30 条 体協の業務遂行上必要があるときは、各種委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。

2 委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第 7 章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第 31 条 体協の加盟団体は、体協の目的に賛同する古河市内の次に掲げる団体とする。

- (1) 同一運動種目を統轄する、市単位のアマチュア・スポーツ団体
- (2) その他、理事会の議決を経て指定した団体

(加盟)

第 32 条 体協に加盟しようとする団体は、別に定めるところにより加盟申請をし、理事会の議決を経なければならない。

(脱退及び除名)

第 33 条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を会長に提出し、理事会の議決を経て脱退することができる。

2 会長は、加盟団体が第 31 条に規定する資格を失ったとき、又は体協の加盟団体として不適格と認められたときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

(賛助会員)

第 34 条 体協の目的に賛同し、賛助会費を拠出した個人、団体又は法人は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員に関する事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 35 条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、茨城県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 3 6 条 体協は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、茨城県教育委員会の認可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 3 7 条 体協の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、茨城県教育委員会の認可を受けて、古河市又は体協の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 9 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 3 8 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から第 4 号までの書類及び同項第 6 号の書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 1 0 年以上、同項第 7 号から第 9 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

(細 則)

第 3 9 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て会長が定める。

付 則

1 この寄附行為は、茨城県教育委員会の設立許可の日から施行する。

- 2 設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず設立の日に始まり、平成3年3月31日までとする。
- 3 前項の期間にかかる事業計画及び予算については、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 設立当初の役員は、第16条の規定にかかわらず、下記のとおりとし、その任期は第19条の規定にかかわらず平成4年3月31日までとする。
- 5 従来、古河市体育協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

理事	(会長)	小倉 利三郎	監事	後藤 左門
理事	(副会長)	服部 英一	監事	河口 正平
理事	(副会長)	平井 修司	監事	清水 昇一
理事	(副会長)	越路 誠		
理事	(常務理事)	鈴木 福治		
理事		小林 紀義		
理事		菊地 俊夫		
理事		中井 敏雄		
理事		田家 康		
理事		山本 富一郎		
理事		五十畑 林		
理事		斎藤 満		
理事		武井 克巳		
理事		鈴木 富士郎		
理事		斎藤 實		
理事		柴 透		
理事		酒井 貴世子		
理事		山中 久美子		

付 則

この寄附行為は、茨城県教育委員会の認可があった日から施行する。ただし、第15条及び22条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。